

○定めようとする命令等及び根拠法令条項の一覧

No	定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
1	無線設備規則等の一部を改正する省令案	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条、第三十八条の六第一項、第三十八条の二十四第二項及び第三項並びに第三十八条の三十一第四項及び第六項
2	平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を改正する告示案	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)
3	平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案	登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)
4	平成二十三年総務省告示第二百八十一号（登録検査等事業者等規則別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件）の一部を改正する告示案	登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1
5	令和元年総務省告示第三十一号（総務大臣が別に告示する無線設備）の一部を改正する告示案	無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第三号及び第二項第三号
6	令和元年総務省告示第三十二号（総務大臣が別に告示する総合照射比の算出方法を定める件）の一部を改正する告示案	無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号
7	人体（両手を除く。）における吸収電力密度の測定方法を定める告示案	無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第五項